

乙部地域まちづくり計画

協働のまちづくりは乙部の未来を創る

～豊かな自然, りんご, 地域の交流 住みやすいまち乙部～



平成 25 年 7 月

乙部地域協働のまちづくり事業推進委員会

目 次

1	まちづくり事業策定の経緯	1
2	乙部地域の概要	1
	(1) 地理	
	(2) 人口	
	(3) 地区内の主な団体等・施設	
	(4) 産業	
	(5) 歴史・文化	
3	乙部地域の現状と課題	8
	(1) 生涯スポーツ活動について	
	① 現状	
	② 課題	
	(2) 福祉・文化活動について	
	① 現状	
	② 課題	
	(3) 安心・安全活動について	
	① 現状	
	② 課題	
4	ワークショップの内容	13
	(1) 生涯スポーツ活動の振興	
	(2) 福祉・文化活動の振興	
	(3) 安心・安全活動の推進	
5	まちづくり計画の概要	16
	(1) 名称	
	(2) 策定年月日	
	(3) 目標年度	
	(4) まちづくりの考え方	
	(5) スローガン	
	(6) 活動の目標及び事業計画	
6	推進体制	17
7	事業推進委員会名簿	18
8	参考資料	19

1 まちづくり策定の経緯

盛岡市の地域協働まちづくりについて、平成24年7月に市地域協働推進事務局から事業の概要について説明を受ける。

その後、乙部地区町内会連絡協議会で協議をすすめ、乙部地区まちづくり事業として取り組むことを決定する。

10月に地域協働の取り組みの概要書を提出し、11月に決定通知を受ける。

平成25年1月17日に町内会臨時総会を開催し、計画策定の決定と乙部地域協働のまちづくり事業推進委員会を設置し、本格的な計画策定事業に入る。

会議とワークショップを開催し、多くの意見聴取と提案、協議を図り計画を策定し決定した。

2 地域の概要

(1) 地理

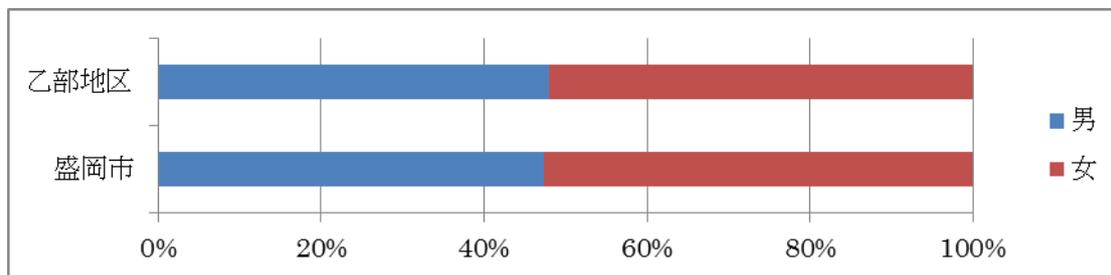
北上川東岸の東部の山地は、鬼ヶ瀬山(724m)、黒森山(837.3m)などがそびえ、その西側には沢口山、高陣山、雷田山などが、北上川の川岸近くに迫っている。東部の山地から西流かかる川には、乙部川、大沢川、堀越川があり、その流域には山間の小集落が散在している。北上川の東岸沿いに国道396号線が通じている。この方面は水田、果樹、園芸地帯で面積は、53.54k²となっている。

(2) 人口

① 人口と世帯数 (平成25年3月末日現在 住民基本台帳)

区分	乙部地区	盛岡市
人口	総数	8,253人
	男	4,015人
	女	4,238人
世帯	3,007世帯	130,565世帯

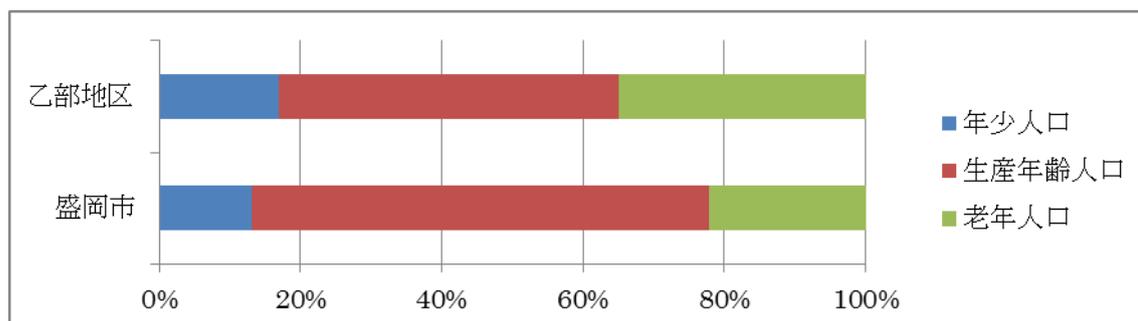
男女別人口の比率



②年齢階層別人口 (平成 25 年 4 月末日現在)

区分	乙部地区	構成比	盛岡市	構成比
年少人口 (0～14歳)	1,087人	16.7%	38,957人	13.1%
生産年齢人口 (15～64歳)	5,263人	47.7%	188,646人	63.9%
老年人口 (65歳以上)	1,903人	35.6%	67,673人	22.9%

年齢階層別人口の比較



(3) 地区内の主な団体等・施設

乙部地区は、次に掲げる28の町内会・自治会で構成されています。地区内には、町内会・自治会以外にも次のような団体が活動しています。

また、地区内には次のような施設もあります。

① 町内会・自治会 (自治公民館)

No.	名称	No.	名称
1	上大ヶ生町内会	15	沢目町内会
2	下大ヶ生町内会	16	堀越町内会
3	法松町内会	17	滝村町内会
4	乙部町町内会	18	新山自治会

5	寺の下町内会	19	大沢町内会
6	石倉町内会	20	手代森ニュータウン町内会
7	沢川目自治会	21	乙部ニューランド親和会
8	境町内会	22	下河原町内会
9	上乙部町内会	23	法領田団地自治会
10	黒川南町内会	24	黒川団地自治会
11	観音堂町内会	25	ハウディ黒川自治会
12	峰崎町内会	26	乙部ニュータウン自治会
13	黒川町内会	27	花園団地自治会
14	手代森下通町内会	28	盛岡南ニュータウン町内会

② 地域の主な団体

No.	名 称	No.	名 称
1	乙部地区体育振興会	5	都南東小学校PTA
2	盛岡市消防団第23分団	6	手代森小学校PTA
3	交通指導隊	7	乙部地区子ども会育成会
4	乙部中学校PTA		

主な施設

No.	名 称	No.	名 称
1	乙部地区公民館・体育館・出張所	8	乙部保育園
2	都南東小学校	9	手代森保育園
3	手代森小学校	10	盛岡聴覚支援学校
4	乙部中学校	11	乙部駐在所
5	都南の園（盛岡となん支援学校）	12	手代森児童センター

6	大ヶ生ふるさと学習センター	13	乙部児童センター
7	地域福祉センター	14	乙部老人福祉センター

(4) 産業

昭和 40 年代までは、県都盛岡の南に位置した農村地帯であり、水田と果樹（りんご）、野菜、畜産を中心とした第一次産業が中心であった。50 年代に入り第二次産業である製造業や建設業、工業関係の産業が徐々に増えるとともに、住宅造成がされ、地域の就業構造も変化してきた。

年々農地が減少の傾向にあるが、水田を中心にりんご、ブルーベリー、野菜、肉牛生産に就農し、農畜産物のブレンド化に取り組み、全国に誇れる評価を得ている半面、就農者の高齢化、耕作放棄地の増加等の課題を抱えている。

地区内は第三次産業、第四次産業、第六次産業の製造業、工業、建設業、病院が、介護施設、コンビニ、情報等の産業が徐々に増え地域の様相が変わってきた。

(5) 歴史・文化

【国指定有形文化財】

土偶（どぐう）（盛岡市手代森遺跡出土）

昭和 59 年、手代森の大沢川の改修工事の際、手代森小学校の前川から完全な高さ（31cm）の「遮光器土偶」が発見された。土偶は、女性の像で子どもを生む能力のシンボルとみなされ、それを祈りの対象にしたものであろうと推測されている。



レプリカは県立博物館にあり、本物は国立博物館に展示されている。

【国指定記念物】

早池峰山龍源寺のシダレ桂（大ヶ生）

曹洞宗、武蔵国川市連光寺末、天正 2 年（1574 年）連光寺六世翁慶守大和尚が開山した。

枝垂桂は、大正 12 年内務省から天然記念物の指定を受けた。樹齢約 170 年、高さ 18m 幹の周囲 2 m にも達している。どの枝も垂直にたれた姿はみごとである。

【大ヶ生】

・板橋神社

昔は、権現堂と称していたが、明治 3 年に板橋神社と改号する。別当大ヶ生家は二百年余りに及ぶ代々脩験堂の家である。正徳年間より、250 余年にわたり、その道の普及につとめた山伏伝統の家である。神社の杜額は明治 32 年に新渡戸仙岳の揮毫である。

祭神は大山津見命，不動明王を合祀している。例祭は8月17日。山伏神楽が奉納される。また，杉の巨木も見事である。

・甚六岩（大ヶ生・手代森）

鬼ヶ瀬山（724m）の中腹から山頂にかけ，間か岩・甚六岩・屏風岩など壮観を呈している。甚六岩の洞窟は天正の頃，南部氏に滅ぼされた斯波氏の臣，甚六なるものが，この洞窟にこもり塩の街道に現れ，山賊をはたらいたと伝えられている。洞窟からは縄文後期の土器が発掘されている。

・大ヶ生金山跡

今から500年も昔のことである。大萱生一党が館をかまえていた時代から，金を採掘していた。その後，明治36年に秋田の細川廣吉がこの地に廃坑を発見した。同39年，黒沢尻の其の操業，大正5年大阪住友合資会社の手に入った。昭和になって住友では精錬所をつくった。精錬所からは矢幅駅まで鉄索が設けられ鉍石が運ばれた。今も鉍山跡地に入ることができる。

・朝島山

607.0mの朝島山は，山頂から盛岡市内が一望でき見晴らしのよい山である。山の裾野に霧がかかれば島のように見え，朝日が山の頂上から昇るため朝島山とよばれた。徳丹城からは夏至の日，志波城跡からは冬至の日に，ちょうど朝島の山頂から朝日が昇る。古代の国造り朝島山を基点に行われた。

・黒森山

一等三角点の黒森山山頂837.3mからは，岩手山から南は北上市・平泉までも眺められる。登山口は，大ヶ生金山跡の万寿抗のある虫壁コース，ここは虫壁川に沿って溪流を眺め清流の音をききながらの登山である。山の中腹には，放牧した時の石積みの柵が長く続いている。上大ヶ生から登る重石コースは，途中キャンプ場，中腹には，黒森犬権現が祀られている岩穴がある。春はつつじ，秋はもみじと色彩豊かな山である。

・大ヶ生山伏神楽

巻物によれば，今から400年ぐらい前から踊り伝えられている。踊りは御神楽鳥舞・猿田彦乃舞・天乃岩戸舞・八幡乃舞・権現舞等である。奉納舞は，板橋神社礼の8月17日



（大ヶ生山伏神楽）

・大ヶ生高館剣舞

今から約900年前から踊り継がれている。太夫を先頭に太鼓・手平鉦・太刀を持った踊り子と続く。演目は，庭ならし・七つもの・三太刀切り・城回し・太刀おさめ等がある。8月16日庭元の久保田宅で踊られる。

・高江柄念仏剣舞

約1000年前から踊り継がれている。踊りは，秘伝とされており，入羽・中羽・

退羽の三段からなる。庭に入る時は、あいさつを兼ねた念仏を行う。扇舞・太刀舞・周り胴そして勇壮な大笠（五重の塔）踊り等がある。盆の供養踊りとして8月16日に家元の横屋宅で踊られる。

・城内さんさ踊り

藩政時代大萱生城主が祖先の霊をなぐさめ、豊作祈願のため菩提寺龍源寺で踊り明かしたことから踊り継がれている。踊りは、入り羽・本踊り・組踊り・しし踊りくずし・よしゃれくずし・田植えくずし・礼踊り等がある。8月15日に龍源寺境内、庭元吉田宅で踊られている。

【乙部】

・熊野神社

享保7年（1722）の棟札と、「安永3年馬頭観音御堂大萱生直秀建立」「天明3年稲荷社一字大萱生秀妙願主」の棟札があり、古くから大萱生氏の崇敬厚かったことがうかがわれる。例祭は8月18日

・花林山妙法寺の餓死供養塔

本寺は、文禄2年（1593）曹洞宗生石鳥谷大興寺15世和尚の開山である。参堂入口に建っている餓死供養塔は宝暦5年（1755）に起こった大飢饉の供養のために明和5年（1768）13回忌に建立されたようである。宝暦5年の大凶作は大飢饉となり、岩手・志和郡で1万7864人（人口の19%）が餓死した。

・乙部館

欺波氏の家臣、乙部兵庫の居城であった。天正16年（1588）欺波詮直没落後、南部氏に仕え、2000石を与えられたが、同20年にはこの館も破却された。乙部一族の乙部長蔵・長左エ門・長五郎は慶長6年の和賀岩崎一揆に出陣し、長左エ門・長五郎は討死した。

伝説では、乙部氏は南部氏に5月の節句に滅ぼされたと伝えられている。乙部の北田家は、それ以来5月の節句はお祝いをしない言い伝えがある。

・菖蒲田のカヤ

享保年間（1733）植えられたものとされ、樹齢280年と推定される。高さ21m、幹の周りは約4m、枝の広がりには27mの巨木である。秋には結実し、その実は寝小便の妙薬として珍重されている。



（菖蒲田のカヤ）

・夏焼山の正観音

菖蒲田の御観音さんといわれ夏焼山に祀られていた。その昔、乙部氏が白馬を飼っていたが、南部氏に献上をせがまれたが断り、討ち滅ぼされた時に白馬も死に、それを悲しみ祀られたともいわれている。御詠歌「乙部川雲へひびく水のおと 夏焼山のふだらぐの峰」と記されている。

- ・法領田獅子踊り

今から約 340 年ほど前から踊り継がれてきた。踊りは、庭まき舞・入庭の舞・行もどり・田植え拍子・水車吟・女獅子狂い・穀田切り等。奉納舞は如法寺境内で 8 月 16 日に奉納行事が行われている。



(法領田獅子踊り)

- ・乙部さんさ踊り

今から約 400 年前から、家内安全・五穀豊穰を祈願し踊り継がれてきた。踊りは、組踊り・神楽くずし・剣舞くずし・四つ踊り・甚句踊り・引き庭・礼踊り等がある。

9 月 3 日乙部小坂稻荷神社祭礼で踊りが奉納されている。

【黒川】

- ・高陣山と馬蹄石

黒川の高陣山（198.5m）は光陵性の山である。山頂近くに、大きさ 9 m ほどの岩があり、岩面に蹄型のある岩を馬蹄石という。この岩は八幡太郎義家が安倍貞任征伐の時、愛馬に乗って三軍を指揮した時の足跡と伝えられている。

- ・夏屋敷のキャラ

夏屋敷（屋号）の庭に「キャラ」の巨木がある。樹齢 230 年以上と推定され、高さは 9.5m、円形の周囲約 37m と、見ごたえがあり壮観である。夏屋敷はその昔、黒川館に関する豪族の居住地と推察される。

- ・黒川田植踊り

明治初期から踊り継がれてきた。演目は口上・三番叟・春田打ち・苗代ならし・種まき・中踊り・苗取り・笠振り・稲刈り・秋仕舞い等が伝わっている。

- ・黒川さんさ踊り

八幡太郎義家が黒川の高陣山に兵を進め、関東武士の士気を上げるために踊られたものを時の住民が体得し、五穀豊穰・家内安全を祈願し踊り継がれてきた。

踊りは、庭ならし・二度踊り・剣舞くずし・しし踊りくずし・入り庭等がある。

8 月 17 日に黒川館林神社祭礼で奉納として踊られている。

【手代森】

- ・薬師堂

大澤信氏宅の屋敷内に御堂があり本尊薬師如来像は鎌倉時代（1150 年）頃の作といわれ、由緒あるものとして歴史家に注目されている。御堂の周りには沢山のキカズ石や絵馬が奉納されている。現在もお釈迦さんの生誕した 4 月 8 日と 7 月 23 日にお神酒と供物を上げ、豊作を成就する。

- ・竜洞山大泉寺

慶長 2 年（1597 年）曹洞宗、赤沢の正音寺五世庵東積和尚の開祖である。ご本尊は釈迦牟尼仏、寺宝として極彩色の地獄極楽絵図がある。境内には、明治初年に

黒川の館林神社から移された、聖観世音菩薩（黒川観音）の堂があり、十一番札所として祀られている。御詠歌「むらさきの雲のたなびく西のそら 弥陀の光にわれぞ行かなん」

・高寺観音・小山神社

高寺観音は、遠く桓武天皇の勅願によって創建されたと伝えられている。ご本尊の十一面観音は、盛岡の大慈寺に移されている。高さ一尺五寸(45 c m)行基の作といい、この像をみだりに見ると怪我をするという口伝えがある。十番札所として祀られている。御詠歌「見下ろせば川瀬の波に月ぞすむ 染までちしおの光ながるる」

・殿守大観現

源義経が平泉を脱出し、遠く蝦夷地に落ち延びる途中、手代森のトンガ森に義経主従が隠れたという8mもある大岩が二つある。言い伝えによると、新山家の厚意によりしばらくかくれていた義経一行は、たちさるにのぞみ、お礼にと越後獅子の獅子頭と掛軸をさずけ、宮古方面に落ちのびていったと伝えられている。新山家では、獅子頭を杜に祀り殿守大観現として崇拝し、掛軸は家宝として大切に保存している。余情あふれる北上川の眺めである。

・法領田のタモ

手代森法領神社の境内にある樹齢約400年以上のタモの巨木である。高さ25m、目通幹囲5.8m、枝は四方にひろがり、その風致は見事であった。数年前の台風により幹が折れ、今は根元に面影が残り、枝が生きてきている。

・澤目獅子踊り

今から約290年ほど前から踊り継がれている。踊りは、七拍子・四ツ踊り・関所破り・七くぎり・女獅子狂い等。奉納は、定まっていないが年越しには、庭元で行事を行っている。

・手代森念仏剣舞

今から約250年ほど前から踊り継がれている。踊りは仏教に基づいたもので、塔が五重の大笠振りから始まる。踊り子は太鼓、笛にあわせて踊る。8月15日の法領神社と八幡神社の祭礼には踊りが奉納される。また、8月16日は堂前の藤村宅で踊られる。

3 乙部地区の現状と課題

(1) 生涯スポーツの振興について

① 現状

・乙部地区総合優勝制度

乙部地域の体育・スポーツ活動は乙部体育振興会の歴史的な努力の積み上げにより今日まで続けられてきている。

特に、町内会・自治公民館単位のチーム編成によるスポーツ大会の開催である。男子ソフトボール大会，女子ソフトバレーボール大会，男女別ゲートボール大会，卓球大会，シャッフルボード大会，綱引き大会である。

年間を通しての総合優勝制度が地域を盛り上げている。

・乙部地区民運動会

乙部中学校と協力しての地区民運動会である。

小中学生の参加から高齢者の競技を盛り込んだ大会と乙部中学校が取り組んでいる地区別郷土芸能7種目の発表は地域住民に感動を与えている。

・スポーツ少年団とクラブについて

スポーツ少年団は小学生を中心に軟式野球のチームが2，サッカーチームが1，バレーボールが2，ソフトテニス1の全体で6チームのスポーツ少年団が活動している。

乙部地区の施設を利用し活動している青壮年の団体は，野球関係が4団体，バレーボールが2団体，卓球が1団体，ハンドボールが1団体，バレーボールが2団体である。

軽スポーツクラブでは成人の太極拳1，親子の太極拳1，ヨガ1，社交ダンス1，軽体操1である。

ゲートボール同好会は乙部地区の大会に参加するチームは15チームである。協会に加盟している同好会は4団体である。

日常のウォーキング活動等は老弱男女を問わずそれぞれの地域の空き地や農面道，北上川の堤防等を利用し活動している。

② 課題

・乙部地域は，いつでもどこでも自由にスポーツ・体育活動ができる状況にない。身近に活動できる施設が必要である。

・学校施設の利用等により活動が制約される。行政と地域が知恵を出し合い，施設の整備が必要である。

・自然を生かした遊びの遊歩道や，里山登山道の整備が必要である。

・乙部川の魚道を活かしたイベント等の工夫が必要である。

・乙部地域に多目的体育施設の整備を，行政に要望していく必要がある。



(2) 福祉・文化活動の振興について

①現状

乙部地域は，かつては農村中心の地域であり，共同作業や助け合いの歴史があり，未だに結の



心が定着している。

青少年の健全育成は昭和 40 年代の初めから、地域の子どもは地域で守り育てると言う考えのもとに、全地域に定着して活動してきた。

少子化社会の波が乙部地域にもまぎれもなくおとずれ、従来の単位子ども会の存続が難しくなり、統合子ども会の姿が見えてきた。

青年の活動も盛んであったが、平成の頃から団体の活動は見られなくなったが、スポーツ、伝承活動では青年の参加が図られている。

高齢化社会に入りつつある乙部地区も、65 歳以上の高齢者が地域人口の約 36 パーセントを占めている。

高齢者の世帯やひとり暮らし世帯が年々増加の傾向にある。

しかし昭和 50 年代から住宅団地の造成、企業の進出等により地域の形態も日々変化してきている。従来の方々と新しく居住してきた方々との協働のまちづくりが求められている。

また、古くからの遺跡や石碑、城跡等歴史は古くその面影を残している。

特に地域に伝わる無形文化財の郷土芸能や民謡、伝説、昔話等が残っている。有形文化財においても指定されているものが多くその保存が求められている。



(ドッチビーの指導)

- ・乙部地区の子ども会数は 22 団体である。育成会も同数である。
- ・地域の支援を受けながら活動している。
- ・地域の町内会加盟団体は 28 団体である。
(自治公民館は 22 団体)
- ・乙部地区の老人クラブは 6 団体である。
- ・民生・児童委員協議会
- ・食生活改善グループ



(大沢川の生き物探検)

町内会や自治公民館では、高齢者を対象とした「湯っこの会」等、敬老を祝す行事が開催されている。

② 課題

- ・少年の体験をとおした健全な育成に努めていく必要がある。
- ・学生・勤労青年のボランティア活動等を支援していく必要がある。
- ・高齢者が安心して生き生き暮らせるような、地域社会の形成が必要である。

- ・地域の誇れる伝承文化、伝説等歴史的財産を若い世代に引き継ぐ必要がある。
- ・高齢者の方々が気軽に集い、活動できる環境の整備が必要である。
- ・高齢世帯マップを、町内共有とし助け合いの社会形成が必要である。
- ・高齢者対象事業を身近な地域活動として見直していく必要がある。
- ・自治公民館や集会施設を利用した、高齢者自由に集えるサロン等の工夫が必要である。
- ・民族芸能の保存・伝承活動の調査と対策が必要である。
- ・乙部地域の「宝マップ」を作成し、郷土理解と愛郷心を育む必要がある。
- ・乙部に伝わる民話や伝説の調査と資料作成が必要である。

(3) 安心・安全活動について

①現状

地域の安心・安全活動は、地域住民の生命と財産を守ることから重要視して考えていく必要がある。

乙部地区も昭和13年8月に朝島山を中心に豪雨があり、山津波が発生し甚大な被害にあった。

先の3.11東日本大震災の断水・停電の教訓を活かし、町内会・地域が課題を確認し、防災組織について、従来の組織を見直す必要がある。

盛岡市が平成23年8月から9月にかけて防



(昭和13年の山津波)

災意識について調査した。

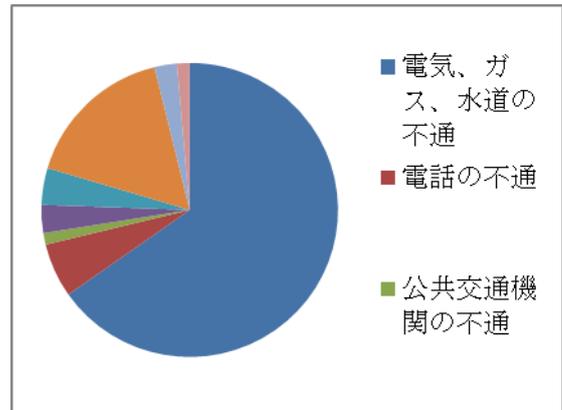
設問に地震後、あなたは生活する上でどのようなことが一番困りましたかの問いに次の結果となった。

全体では「電気、ガス、水道の不通」が61.4%で最も多く、次に「燃料の不足」が15.6%と続いた。今回の地震は、ライフラインの断絶と燃料不足が市民生活に深刻な影響をあたえたことが分かった。

全体的内容はグラフのとおりである。

「3.11大震災後、あなたは生活するうえでどのようなことが一番困りましたか。」には次表のとおり。

電気、ガス、水道の不通	61.4 %
電話の不通	5.6 %
公共交通機関の不通	1.2 %
食料、飲料水の不通	2.9 %
情報の不足	3.8 %
燃料の不足	15.6 %
特に困らなかった	2.3 %
その他	1.3 %
	N=2691

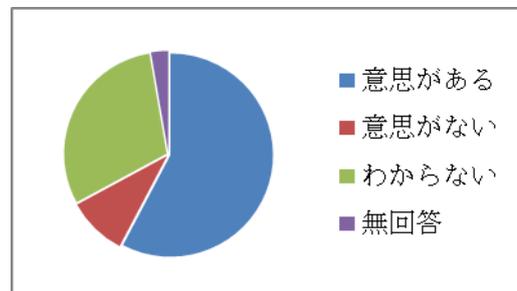


(盛岡市民意識調査)

「あなたは、大きな災害が発生した場合、地域（町内会、自治会等）の方々と協力してボランティア活動を行う意思がありますか。」の設問には「意思がある」は57.6%とボランティア活動に対する意思の高さがうかがえた。しかも都南地区は他地区に比べて多くなっていることが分かった。乙部地区も同等に捉えることができる。

このことについてのグラフは次表のとおり。

意思がある	57,6%
意思がない	9,4%
わからない	30,2%
無回答	2,7%



地域の主な活動は次のとおりである。

- ・小学校単位で、みまもり隊が活動している。
- ・防犯隊・交通安全協会が活動している。
- ・地域では、防災組織が2町内会で組織されている。
- ・自治公民館では、火災を想定し、避難訓練・通報訓練、防火訓練等に取り組んでいる。
- ・子ども会では消防団の協力を得て、火の用心巡回活動に取り組んでいる。
- ・消防団は火災防止の啓発活動に努めている。

課題

乙部地域の災害は少ないものの、集中豪雨による山津波や台風による水没の被害がある。最近では、北上川の増水による床上浸水や田畑の水没な

ど被害にあっている。

乙部は宿場町で母屋が連なり、一度火災が発生すると大火になるという境遇にあった。乙部の災害の記録を残し、地域の安全と防災意識の高揚に努めていく必要がある。

- ・乙部の山津波，風水害の記録を調査し，記録・写真集を作成していく必要がある。
- ・各町内会に防災組織をつくる必要がある。
- ・各町内会で防災活動の研修と訓練をする必要がある。
- ・水路，堤，河川の危険個所の点検調査と安全マップ作りが必要である。
- ・自転車のマナーが守られていない。
- ・交通安全活動の啓発と児童・生徒に対する指導の強化が必要である。
- ・防犯意識の啓発と防止策を共有していく必要がある。
- ・乙部地区の台風・水害について調査し，安全と避難対策を共有していく必要がある。

4 ワークショップの内容

(1) 生涯スポーツ活動の振興

生涯スポーツに関する意見は29件あった。

内容的には，史跡や里山，河川の登山道や散策路の整備については7件の意見があった。施設の整備では，ゲートボール場の整備，体育施設の要望等等8件の意見があった。

体育・スポーツ大会に関する意見は，大会の継続や参加種目の工夫と小中学生の競技増等については9件の意見が出された。

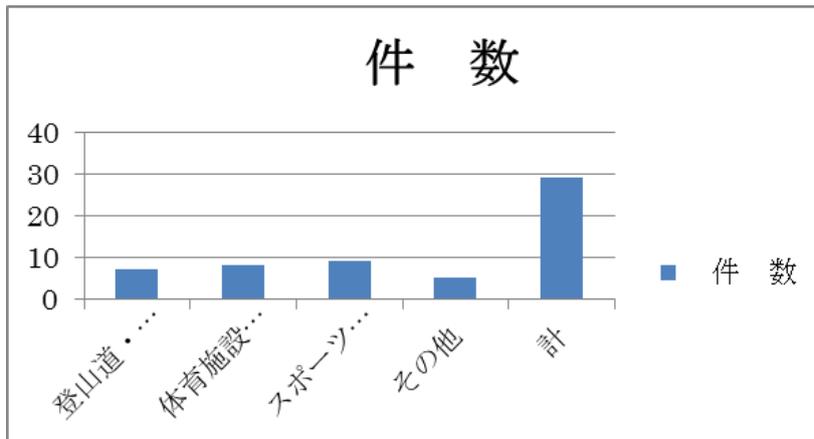
その他，希望岩手国体に向けての環境整備やスポーツの技術向上等について5件の意見が出された。

【意見の状況】

項目	件数	割合
登山道散策路について	7	24.1
体育施設の整備について	8	27.6
スポーツ大会について	9	31.0
その他	5	17.3
計	29	100.0



(第2回ワークショップ)



(地区民運動会中学生の応援合戦)

(2) 福祉・文化活動の振興

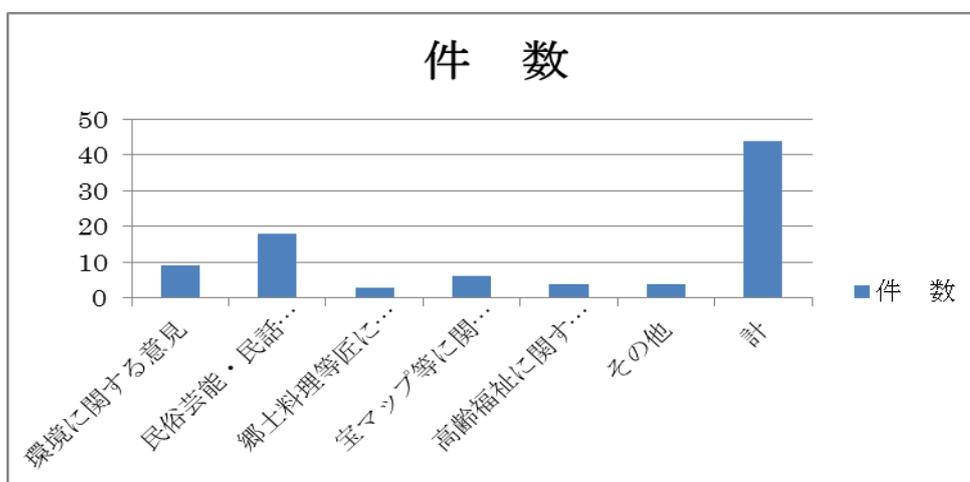
福祉・文化活動に関する意見は44件あった。

内容的には、環境に関する意見が9件、民族芸能、民話、民謡等に関する意見が18件、地域の伝統料理等匠に関する意見は3件、マップ等記録に関する意見が6件、高齢福祉に関する意見は4件、その他が4件あった。

項目	件数	割合 (%)
環境に関する意見	9	20.5
民俗芸能・民話等に関する意見	18	40.9
郷土料理等匠に関する意見	3	6.8
宝マップ等に関する意見	6	13.6
高齢福祉に関する意見	4	9.1
その他	4	9.1
計	44	100.0



(子供たちによる城内さんさ踊)



(3) 安心・安全活動の推進

安心・安全に関する意見は全体で 39 件あった。

内容的には、高齢者の関係が 4 件、環境の問題が 3 件、災害関係が 4 件、防災関係が 9 件、除雪関係が 4 件、児童生徒の安全関係が 12 件、その他が 3 件あった。

乙部地域は昭和 13 年 8 月の集中豪雨による、山津波の被害があった。他にも台風による被害を被ってきたことから、忘れかけている事実を後世に伝えていかなければならない。

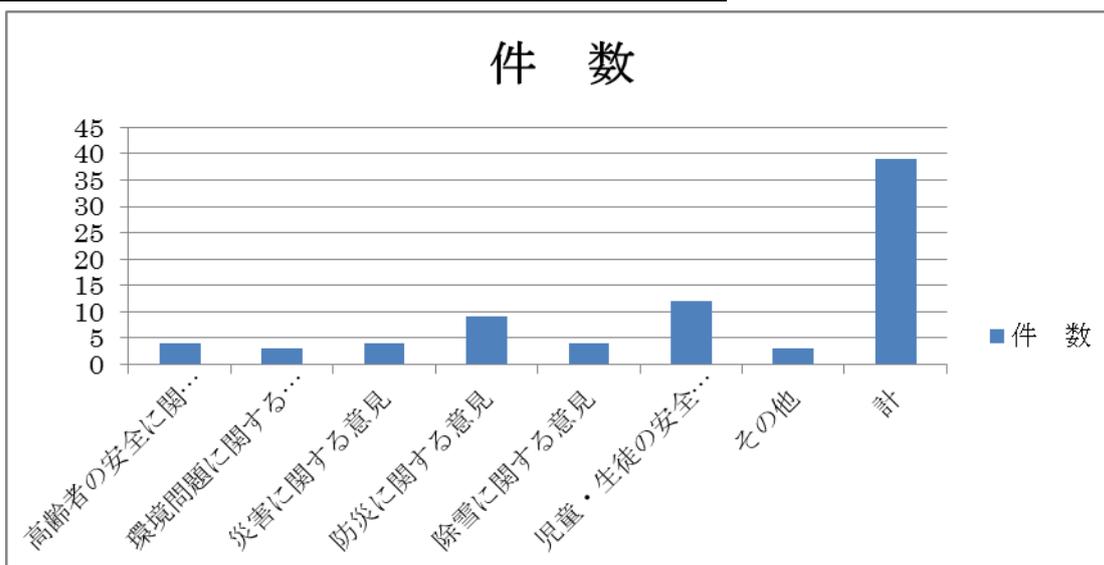


(昭和 13 年山津波大沢川上流被害)
(既屋流失)

意見項目	件数	割合 (%)
高齢者の安全に関する意見	4	10.2
環境問題に関する意見	3	7.7
災害に関する意見	4	10.2
防災に関する意見	9	23.1
除雪に関する意見	4	10.3
児童・生徒の安全に関する意見	12	30.8
その他	3	7.7
計	39	100.0



(第 3 回ワークショップ)



5 まちづくり計画の概要

(1) 名称

乙部地域協働のまちづくり計画

(2) 策定年月日

平成 25 年 7 月 20 日

(3) 目標年度

平成 25 年度を 1 次計画年度とする。

計画策定後 5 年間とする。

(4) まちづくりの考え方

地域住民が，乙部地区に生まれて良かった，乙部地区に住んで良かったと言う，満足感と誇りの持てるコミュニティ形成を目標に掲げ，知恵と行動と協力をもって，乙部地域の将来像を計画的に築いていくものである。

(5) スローガン

協働のまちづくりは乙部の未来を創る
～豊かな自然，りんご，地域の交流 住みやすいまち乙部～

(6) 活動の目標及び事業計画

「乙部地域の将来像」の実現にむけた事業計画

乙部地域協働の「まちづくり事業」推進計画

基本方針	「乙部地域の将来像」の実現に向けた計画
------	---------------------

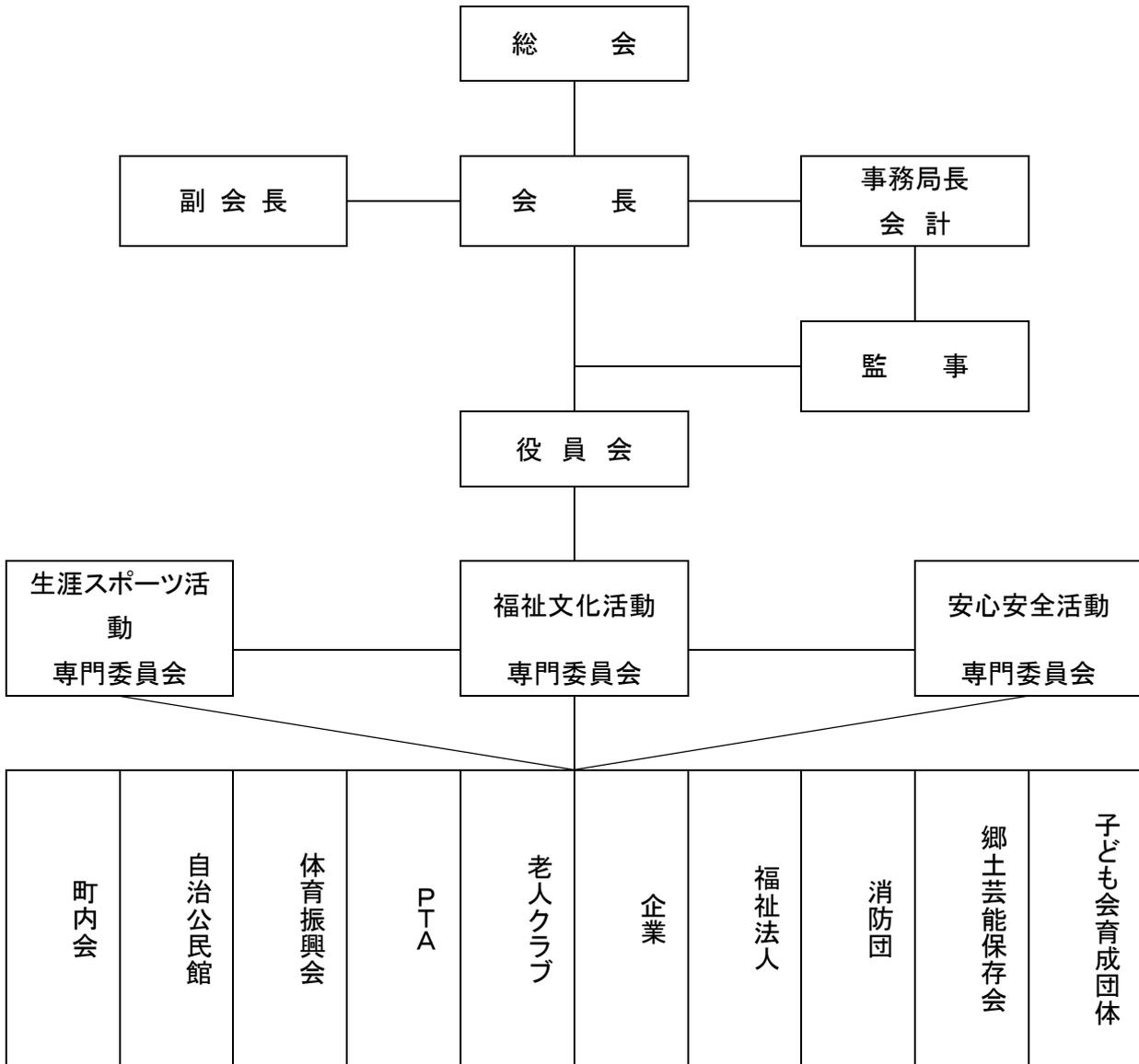
重点事項		生涯スポーツ活動推進事業計画							
現状と課題			課題への方針						
<p>地区の総合体育大会を継続し、地域活性化を図る。地区民運動会の実施（乙中郷土芸能）。ゲートボール場の整備 乙部三山の調査と登山道整備,</p>			<p>事業計画の内容を吟味し、年次計画のもとに個別事業の取り組みを図る。下記の推進事業を調査・検討し具体的な計画のもとに事業実施に努める。 体育振興会の事業を支援する。乙部小学校跡地にゲートボール場を整備する。他地区については場所、スペース等の調査に努める。</p>						
プログラム名	プログラムの概要	推進事業名	スキーム	2013	2014	2015	2016	2017	備考
生涯スポーツの推進	<p>乙部地域のスポーツ活動は組織的に継続的に開催されてきた。運動会、種目別競技、新たな市民ニーズの応えていく工夫が必要である。地域の幅広い健康づくりを願い、体育・スポーツの施設・整備も必要である。</p>	乙部地区民運動会の継続	実施	○→	○→	○→	○→	○→	体協支援・乙中郷土芸能
		総合ソフトボール大会	実施	○→	○→	○→			体協支援協力
		総合ゲートボール大会	実施	○→	○→	○→			体協支援協力
		女子ソフトバレー大会	実施	○→	○→	○→			体協支援協力
		綱引き大会	実施	○→	○→	○→			体協支援協力
		卓球大会	実施	○→	○→	○→			体協支援協力
		シャッフルボード大会	実施	○→	○→	○→			体協支援協力
		乙小跡地ゲートボール場	整備	○→					整備途中
		乙部三山の登山道整備	一部実施	○→	○→	○→	○→	○→	調査と段階的
		親子スポーツクラブ支援	調査支援	○→	○→				検討
		体育館施設の整備	市要望	○→	○→	○→			市スポ実計画
		乙部三山ガイドの養成	計画作成		○→	○→	○→	○→	調査・検討・実施
		乙部地区ゲートボール大会	実施	○→	○→	○→	○→	○→	実施
ゲートボール場の整備	計画等		○→	○→	○→	○→	3か所調査・整備		

重点事項		福祉・文化活動推進事業計画								
地域の必要課題	現状と課題	<p>乙部地域は、郷土芸能の宝庫であるとともに、史跡・遺跡、伝説等が豊富である。しかし反面、郷土芸能や民謡の「御祝い」や「さんご女郎」等が失われつつある</p> <p>地域の歴史、文化の掘り起こしに努め、地域活性化に努める必要がある。</p>			課題への方針					
	プログラムの概要	推進事業名	スキーム	2013	2014	2015	2016	2017	備考	
継続的な事業計画	福祉・文化活動の推進	郷土芸能保存活動の支援	実施	○→	○→	○→	○→	○→	支援協力	
		郷土芸能保存育成事業	実施	○→	○→	○→	○→	○→	教室開催	
		乙部の「宝」マップ作成	実施	○→	○→	○→			調査・発行	
		乙部の地割・地名をひもとく	実施	○→	○→	○→	○→		調査・発行	
		山歴史・史跡等の記録作成	実施			○→	○→	○→	調査・発行	
		福祉に関する研修	実施		○→	○→	○→	○→	介護等研修	
		乙部に伝わる民話・伝説集	実施	○→	○→	○→	○→		調査・発行	
		乙部の史跡、伝説ガイド養成事業	実施			○→	○→	○→	養成事業	
	三世代交流の推進	推進	○→	○→	○→	○→	○→	他機関・団体に協力		

重点事項		安心・安全活動の推進事業計画								
地域の必要課題	現状と課題 乙部地域は、穏やかな地域であるが、山津波など自然災害による被害の歴史がある。住宅の密集地においては、大火の経験をもち、安心・安全に対する住民意識は高いが、近隣の顔が見える防災組織の結成と対策が必要である。	課題への方針 安心・安全に対する意識啓発を図り、風水害、地震、火災等に対処するための強固な防災組織づくりに努める。 三世代が安心・安全なまちづくりに参加し、地域住民総ぐるみの防犯・事故の安全対策に努める。								
	プログラム名	プログラムの概要	推進事業名	スキーム	2013	2014	2015	2016	2017	備考
継続的な事業計画	安心・安全活動の推進 地域では、町内会ごとの防災組織の結成が遅れている。学区ごとに見廻り隊が組織され、通学児の安全活動が図られている。災害時における避難個所を地域住民に浸透していない。非常時における非常食が確保について。	町内会に防災組織の結成	推進	○→	○→	○→	○→	○→	○→	研修会含む
		危機管理意識の研修	実施	○→	○→	○→				他機関と連携
		危険個所の調査・点検	実施	○→	○→	○→				地区内
		交通安全、防犯活動	推進	○→	○→	○→	○→	○→		他団体活動
		空き家の危険個所対策	実施	○→	○→	○→				市に要望
		用水路の安全対策	実施	○→	○→	○→				他機関と連携
		火災予防と啓発活動	実施	○→	○→	○→	○→	○→		他機関と連携
		町内会の防災訓練の推進	推進	○→	○→	○→	○→	○→		他助成調査
		山津波等災害写真集の作成	調査	○→	○→					写真集の調査・発行
		災害時の避難個所マップ	作成	○→	○→	○→				他機関と協議
大字単位に非常食の確保	実施		○→	○→				市と協議		

6 推進体制

乙部地域協働のまちづくり事業推進組織図



7 事業推進委員会名簿 (H25.7 現在)

会 長 佐々木章一
副会長 山名 昇
同 藤村久雄
監 事 佐々木昭夫
同 向田幸男
事務局長 伊藤政治
(会計) 佐々木盛人

○ 生涯スポーツ活動専門委員会

委員長 北田和栄
副委員長 下川原大希
委 員 佐々木良雄 及川敏夫 佐々木正昭 向田幸男 藤村久雄
藤原和則 藤原忠男 松本敏邦 山崎弘明 鹿崎正憲

○ 福祉・文化活動専門委員会

委員長 田畑清孝
副委員長 佐藤司
委 員 佐々木憲一 佐藤光一 高橋晃 荒屋敷 徹 水戸谷完爾
吉田洋一 近藤光徳 大櫻哲男 橘 玲子 佐々木信之
松本正勝 伊藤元治

○ 安心・安全活動専門委員会

委員長 山名 昇
副委員長 藤原和則
委 員 佐々木昭夫 吉田松夫 畠山隆志 高橋邦宏 藤原 功 三浦満
春 伊藤浩 藤村弘 川村直子 八重樫亮 藤村 勉

8 参考資料

乙部地域協働のまちづくり事業推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、乙部地区町内会連絡協議会規約第10条の規定に基づき、乙部地域協働のまちづくり事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2 推進委員会は、乙部地区町内会及び地域の主要な団体等をもって組織する。

(所掌事項)

第3 推進委員会は、次の掲げる事項について協議する。

- (1) 協働のまちづくり事業に関する調査・研究
- (2) 協働のまちづくり事業に関する計画案の作成
- (3) その他協働のまちづくり事業に関する必要な事項

(役員及び会議)

第4 推進委員会の役員は、次の各号による。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 監事2名

2 委員は会長の委嘱及び地域構成団体の代表者をもって充てる。

3 会長、副会長及び監事は、町内会連絡協議会の会長、副会長、監事をもって充てる。

4 事務局長は、会長が委嘱する。

5 総会は年1回行い、必要に応じて臨時総会を開催する。

6 推進委員会議は必要に応じて開催する。

7 会長は、会議の座長となる。

(専門委員会)

第5 事業を円滑に進めるため、専門委員会を置く。

2 専門委員会は、各号に掲げた事項について、調査、研究し具体的な提案を行う。

- (1) 生涯スポーツ活動の振興に関すること。
- (2) 福祉・文化活動の推進に関すること。
- (3) 安心・安全で住みよいまち
- (4) づくりに関すること。

3 専門委員会に、委員長、副委員長を置く。

4 専門委員会は、委員長がこれを招集する。

5 委員長は、専門委員会を総括し、会議の座長となる。

6 専門委員会は、必要に応じて、ワーキンググループを置くことができる。

(役員の任期)

第6 推進委員会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(報酬及び費用弁償)

第7 役員の報酬は無報酬とする。但し研修会等の参加費用については実費弁償する。

(経費)

第8 推進委員会に要する経費は、乙部地区町内会連絡協議会の負担金、補助金及びその他の経費をもって充てる。

(予算及び決算)

第9 推進委員会の収支予算は、総会の議決によって定め、収支決算については監事の監査を経て総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第10 推進委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他必要事項)

第11 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月17日から施行する。

乙部地区町内会連絡協議会規約

【名称及び所在地】

第1条 この会は、乙部地区町内会連絡協議会と称し、事務所は会長の指定す場所に置く。

【組織】

第2条 この会は、乙部地区町内の町内会をもって組織する。

【目的】

第3条 この会は、乙部地区内の町内会相互の連絡調整を図ると共に、市政の発展と町内活動の振興に寄与することを目的とする。

【事業】

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内会相互の連絡調整を図る事。
- (2) 町内会活動の推進に関する事。
- (3) 関係機関及び団体との連絡提携に関する事。
- (4) 地域協働のまちづくりに関する事。
- (5) その他目的達成に必要な事項。

【役員】

第5条 この会に、次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-----|----|----------|----|-----|-----|
| ・会長 | 1名 | ・副会長 | 2名 | ・理事 | 若干名 |
| ・監事 | 2名 | ・事務局（会計） | 1名 | | |

【役員の仕事】

第6条 この会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、会計を監査する。
- (4) 事務局は、本会の事務及び会計にあたる。

【役員を選任】

第7条 役員は、総会において選出しその任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

【総会】

第8条 この会の総会は、年度始め会長が招集する。

第9条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 収支予算及び決算の承認
- (4) その他必要と認められる事項

【委員会】

第10条 この会の事業の円滑な運営を図るため、総会の決議により推進委員会を設置することができる。

(1) 委員会の委員は、役員会に諮り会長が委嘱する。

(2) 委員会の任務、構成及び運営に関する必要事項は、委員会の決議により別に定める。

【会 計】

第11条 この運営に関する費用は、町内会の拠出金等をもってこれにあたる。

第12条 この会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【附 則】

この規約は、平成8年6月19日より施行する。

- ・ 平成13年4月25日一部改正
- ・ 平成25年1月17日一部改正